

# 本居宣長・小篠敏ネットワークのなかの『出雲風土記抄』

大日方 克己\*

## はじめに

松江藩神門郡奉行の岸崎佐久次時照が天和三年（一六八三）に著した『出雲風土記抄』（以下、風土記抄）は、『出雲国風土記』の最初の研究書として大きな意義を持っている。『出雲国風土記』自体は、慶長二年（一五九七）に徳川家康所持本を細川幽斎が書写したり（細川家本）、寛永十一年（一六三四）に尾張藩主徳川義直が出雲国日御碕神社に奉納したりした（日御碕神社本）ころから広く知られるようになっていった。風土記抄は、地方役人として松江藩の郷村制や年貢徴収システムの構築を中心的に担った岸崎佐久次が、職務の必要上からも行つた風土記地名の現地比定作業の成果としてまとめられたものだった<sup>①</sup>。地方役人としても出雲国内各地を踏査した経験をふまえた比定は説得力をもって受容され、その後の近世の地誌類にも引用さ

れる<sup>②</sup>だけでなく、近現代の研究においても先行する説として参照されるなど大きな影響力をもった。

風土記抄に附された杵築松林寺の宏雄の序と跋に記されているように、岸崎佐久次の原稿を宏雄が添削したものが流布し、古代出雲歴史博物館所蔵本（出雲歴史博本）や島根大学附属図書館桑原文庫所蔵本（桑原文本）<sup>③</sup>として伝えられている。その一方で、一部を省略したり記述順を変えたりした異本も少なくとも二種類――『出雲鑑』引用本・望月本系、および神田本など俗解抄系<sup>④</sup>が流布し、多様な受容のされ方をしていったことも明らかになっている<sup>⑤</sup>。

『出雲国風土記』自体は出雲国内でも、杵築大社など神社・神官関係を中心に地域社会のなかに徐々に受容されはじめていくが、国史や万葉集などにみえない「古代」を伝えるものとして国学の研究対象ともなり、京都や江戸だけでなく各地へも広まっていった。荷田春満の

\*島根大学法文学部社会文化学科

『出雲風土記考』などはその早い段階での成果であろう。本居宣長記念館に明和八年（一七七二）書写の『出雲国風土記』が伝えられているように、伊勢の本居宣長周辺でも『出雲国風土記』の受容、研究は進んでいた。宣長の門人もあった遠江国豊田郡の内山真龍は、出雲へ調査旅行した成果もふまえ天明七年（一七八七）に『出雲風土記解』（以下、風土記解）を著し、寛政四年（一七九二）には杵築大社に奉納している。その過程で真龍と交流を深めた杵築大社国造家の千家俊信は宣長の門人となり、風土記解の成果もふまえた校訂本『訂正出雲風土記』を文化三年（一八〇六）に出版する。出雲国風土記としては初めての版本であり、明治期まで増刷を重ね基本テキストとして広く流布していくことになる。

このような風土記研究の中での位置を占める風土記解は、風土記抄をふんだんに参照して記述しているという特徴がある。語釈や神の考察を中心にしてきたこれまでの研究に、風土記抄に依拠した地名比定と考証を合体させた点に風土記解の重要性があるといつてよい。では内山真龍はどのようにして風土記抄を入手したのであろうか。

本居宣長や内山真龍については多くの研究の蓄積があるが<sup>5)</sup>、彼らのネットワークのなかで、どのように風土記抄を受容しつつ風土記研究が進められたのかについては、ほとんど検討されていない<sup>6)</sup>。風土記研究のなかにおける風土記抄の位置と、国学者ネットワークのなかでの風土記研究上の位置を検討していくための基礎的作業として、本稿では宣長周辺の『出雲国風土記』と風土記抄諸本の存在とその伝わり方、それらをつなぐネットワークを明らかにしたい。

## 一 本居宣長と出雲国風土記

### (1) 『出雲国風土記』本居宣長書写本

本居宣長は寛政八年（一七九六）に『出雲国風土記意宇郡古文解』を著している。出雲国風土記意宇郡条の冒頭、いわゆる「国引詞章」の解釈である。「八東水臣津野命」を「古事記」にみえる「於美豆奴神」のこととするなど、後世の風土記解釈に大きな影響を残している。

こうした風土記解釈のもととなった宣長の『出雲国風土記』と風土記抄が伝えられている。まず本居宣長記念館と神宮文庫に所蔵される『出雲国風土記』から検討したい。

#### A 本居宣長記念館所蔵『出雲国風土記』奥書

右、出雲国風土記一卷、以谷川氏本書写畢

明和八年辛卯十月四日 伊勢人本居宣長（判）

#### B 神宮文庫所蔵『出雲国風土記』（八門五二四号）奥書

右、出雲国風土記一卷、以谷川氏本書写畢

明和八年辛卯十月四日 伊勢人本居宣長判

安永七年戊戌十二月以平宣長本書写了 荒木田神主経雅

右、出雲国風土記一卷者、以荒木田経雅神主之書、謹写以蔵林崎  
文庫

天明三年癸卯三月

益谷大学荒木田末寿

Aによると、明和八年（一七七二）十月四日に谷川士清本を書写し終わったとしているが、それは同年二月に谷川士清から宣長に送られてきたものである。二月七日付宣長宛の士清書簡には「出雲風土記之事こたび進じ申し候」とみえている<sup>7</sup>。書写し終わった後の十一月二日に宣長は士清に書簡で次のように感想を述べている。

（前略）出雲風土記久しかしおき給はり、いといたうれしくこなたにもうつしおき侍る、この御本はことよろしく見え侍りて、よろこばしくなん、はやくこゝにも、京にてよき本をうつしおきつるをうしなひて、年ごろなげきわたり侍りつるを、君の御徳によりなん、いやまさりてよきをえ侍る事、かへすかへすうれしう侍る、これにも例のおもひより侍る事共、これかれかいつけてまゐらす、わるからずおぼす事もあらばとり給へ、又誤字は猶もおほく見え、はた里数など前後たがへる事共も、あまた見え侍るは、猶のどかに考へ侍るべきわざ也、意宇郡の名のよしをいへる所の文章、いとふるく上代の詞つき也、されど今はこゝえがたく、かにかくに考へ見侍れどえがたくなん、（後略）<sup>8</sup>

宣長は以前にも京で書写したものを所持していたが失つてしまい、新たに士清から提供された本を書写したという。また「意宇郡の名のよしをいへる所の文章」つまり「国引詞章」について「いとふるく上代の詞つき也」と述べ、『出雲国風土記意宇郡古文解』につながる問題関心を早くも示している。

次にBによると、この宣長本を安永七年（一七七八）十二月に伊

勢内宮の神官荒木田（中川）経雅が書写し、さらにそれを天明三年（一七八三）三月に同じ内宮の荒木田（益谷）末寿が書写し内宮の林崎文庫に奉納した。これが神宮文庫に引き継がれているのである<sup>9</sup>。この前年天明二年には、蓬萊尚賢・益谷末寿・守屋昌綱・佐藤幹貞らによつて、老朽化した林崎文庫に修理が加えられ、蔵書の拡充が図られている<sup>10</sup>。それとともに蓬萊尚賢の乞により天明二年十月十八日付で本居宣長の「林崎ふみくらの詞」が記されている<sup>11</sup>。

中川経雅が宣長本を書写する少し前、安永七年九月三日付で経雅に宛てた書簡で宣長は、

惣而風土記ハ、近世二伝ハる中ニ、全キ物ハ出雲のみ也、其余ハ皆残篇也、御所蔵之いせ風土記も残編有<sup>レ</sup>之候、是も残編なるのみならず、信疑相半なる物ニ御座候、御入用ニ御座候ハハ、入<sup>二</sup>御覽<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>申候、真ノ風土記、出雲の外ハ、釈紀と仙覚萬葉抄とに引候を見るのみ也

と述べ<sup>12</sup>、出雲国風土記だけが「全キ物」であり、それ以外は、釈日本紀と仙覚の万葉抄に引用されている逸文だけだと主張している。こうした宣長の言説が、中川経雅や益谷末寿の出雲国風土記書写にも影響していくのであり、彼らによつて改めて林崎文庫への奉納にもつながつていたのであろう。

他にも現在の神宮文庫には宣長本を転写した写本が伝わっているが（次節<sup>13</sup>）、一九四五年（昭和二十）に一括して神宮文庫に納められた御巫家旧蔵本であるので、本来の神宮の文庫に納められた宣長本は益谷末寿書写本だけである。

これとは別に中川経雅書写本は、内山真龍のもとにも伝えられ、荷

田春満考本、谷川士清本などとともに、真龍が入手した出雲国風土記の校訂に使われている。この真龍の校訂本は天明元年（一七八一）七月十二日付であり、文化十三年（一八一六）八月下旬の日付をもつ小栗広伴蔵本の校合にも使用されている<sup>(13)</sup>。益谷末寿も林崎文庫に献納した後、さらに一本を転写している<sup>(14)</sup>。

また宣長は『出雲国風土記』を求めに応じて貸し出していた。『借書簿』<sup>(15)</sup>によると、寛政八年（一七九六）六月二十七日に熊本藩の国学者長瀬真幸<sup>(16)</sup>に、同十一年五月三日には松坂の殿村安守<sup>(17)</sup>にそれぞれ貸し出したことが記録されている。宣長を起点とした出雲国風土記の流布がうかがえる。ここではとくに中川経雅と内山真龍との関係に注意しておきたい。この点は次章で検討する風土記抄ともつながる。

## (2) 神宮文庫の『出雲国風土記』

前節では、宣長本が中川経雅によって転写されて内宮の林崎文庫に納められたことを述べたが、林崎文庫および外宮の豊宮崎文庫にはそれ以前から『出雲国風土記』が複数納められていた。現在の神宮文庫所蔵本（計九点）からその状況の一端をうかがうことができる。以下に各本の印、奥書等を掲げておく。

### ① 八門五二〇号

印「宇治文殿」「林崎文庫」

奥書

于時寛文四年十一月中旬書写之

荒木田中川氏経晃十五歳

経晃（判）

### ② 八門五二一号

印「近助」「林崎文庫」

奥書

戊子六月十一日書写之畢宮後逐沼大輔

「近助」の印があることから、書写者は外宮御師の宮後逐沼大夫近助だと考えられる。たとえば神宮文庫には宝永元年（一七〇四）逐沼近助書写の『止由気宮儀式帳』が所蔵されている<sup>(18)</sup>ので、戊子年は宝永五年とみてよい<sup>(19)</sup>。

### ③ 八門五二二号

印「宮崎文庫」「神宮文庫」

奥書なし

裏見返しに、神宮文庫の用紙に「参考」として以下のように記された貼紙が付されている。

豊宮崎文庫書籍目録秘籍の部に秀治の奉納書として左の識語あり。

出雲風土記一冊 三田市帯刀橋秀治

本書には秀治書写及び奉納に関する何等の識語を見出すことを得ずとも、他の自筆奉納本の書風字体及び表装体裁、宮崎文庫朱印肉色等より推して、本書を秀治自筆奉納本となす。その奉納の歳次は記載されど他の奉納書より推して元禄年間なるべし。（下略）

昭和五年七月十日記

外宮御師の三田市帯刀橋秀治によって元禄年間に書写され豊宮崎文庫に奉納されたものと推測している。

### ④ 八門五二三号

印「林崎文庫」（二種）

奥書

右一冊以余家本書写之而奉納于林崎文庫、今哉為報神恩之萬一

云々

正徳五乙未歲孟春穀旦

宮掌大内人志茂井氏某

表紙には「出雲国風土記」の表題とともに「奉納」「度会郡沼木郷

下井左兵衛忠道」「林崎文庫」と記されている。外宮の宮掌の下井征

茂が正徳五年（一七一五）正月に自家本を書写して林崎文庫に奉納したものである。

⑤八門五二四号

印「林崎文庫」（三種）

奥書は前掲史料Bにつき、省略。

⑥八門五二五号

印「林崎文庫」

奥書

安永五年春以宮崎文庫之本謄写之

松木館茂濟（判）

⑦八門一三三九号

印「松木氏之藏書」「神宮文庫」

奥書

貞享二年乙丑二月卅日以紀如尚本書之

皇太神宮權祢宜正五位下荒木田神主武因

元文三年四月十二日以荒木田武明藏書謄写畢

豊受皇太神宮權祢宜正五位下度会神主卓彦

⑧八門一八一七号

印「神宮文庫」「御巫書藏」、なお巻末に「昭和二十年九月献納神

宮文庫御巫清白」の朱印がある。

奥書

右出雲国風土記一卷以谷川氏本書写畢

明和八年辛卯十月四日 伊勢人本居宣長判

⑨八門一九一八号

印「御巫書藏」「神宮文庫」

奥書なし

益谷末寿の奉納以前に林崎文庫に所蔵されていたものは、①寛文四

年（一六六四）書写本、②宝永五年（一七〇八）書写本、④正徳五年

（一七一五）書写本、⑥安永五年書写本、計四点である。

一方、外宮の豊宮崎文庫には③元禄年間（一六八八〜一七〇三）と

推測される書写本がある。また外宮に関連するものとして、⑦元文三

年（一七三八）書写本がある。内宮の荒木田武明所持本を、外宮の度

会（松木）卓彦が書写し、松木氏藏書となったものとみられる。そ

れはもともと内宮権禰宜の荒木田武因が貞享二年（一六八五）に紀如

尚本を書写したものだ。紀如尚は紀伊国加太淡嶋神社の神主で、

伊勢外宮の度会（出口）延佳<sup>20</sup>と交流があった。延佳は天和二年

（一六八二）二月に如尚との問答『随問註記』を著し<sup>21</sup>、さらに同

年三月には如尚の求めに応じて『神宮統秘伝問答』を著している<sup>22</sup>。

荒木田武因が『出雲国風土記』を書写したのはその三年後であるから、

このときの交流の中で如尚から伊勢にもたらされたものだろう。

林崎文庫旧蔵⑥は、松木茂濟が安永五年（一七七六）に豊宮崎文庫

本を書写したものであるが、体裁や内容からすると豊宮崎文庫旧蔵③を書写したものとみられる<sup>23)</sup>。

また現存する神宮文庫蔵本で最も古いのは①寛文四年（一六六四）に内宮の荒木田（中川）経晃が書写したものであるが、それ以前に外宮周辺に『出雲国風土記』が存在していた。もと佐々木信綱の竹栢園旧蔵本は「寛文二年壬寅五月日以中西氏信慶本書写畢」の奥書をもち、「蔵田図書之印」「度会」「権祢宜」「孝光」「春木文庫」の印があることから、外宮祠堂の中西信慶本を寛文二年に書写したもので、外宮権祢宜渡会氏旧蔵本だったとみられている<sup>24)</sup>。

このように荒木田・度会の各家やその周辺の祠堂、御師に至るまで、『出雲国風土記』写本が早い段階から受容されていたこともわかる。ではなぜ林崎・豊宮崎両文庫に多数の『出雲国風土記』が奉納されたのだろうか。その理由はいくつもあるだろうが、諸写本の内容を検討してみると、その事情の一端が推測できる。

『出雲国風土記』の写本は島根郡神社、同郡加賀郷・生馬郷、同郡生馬川・多久川の一部が脱落している脱落本と、補われている補訂本に二類型に大別されている。さらに加賀郷・生馬郷、生馬川・多久川のみが補訂された「小再脱本」も存在する。脱落本は細川家本、日御崎神社など古写本に特徴的で、現存する補訂本（「小再脱本」も含む）は風土記抄が最古である。これまでは補訂本も近世以前から存在していたとされてきたが<sup>25)</sup>、最近では岸崎佐久次によって脱落していた部分が補訂されたのではないか<sup>26)</sup>、日御崎神社から派生したのではないかと<sup>27)</sup>として、補訂本は近世に成立したと考えられるようになった<sup>28)</sup>。それらが今井似閑の『万葉緯』所収本へ、そして

内山真龍の『出雲風土記解』の本文や千家俊信の『訂正出雲風土記』へ継承され、広く流布するようになった。

松木氏旧蔵本と御巫家献納本を除く神宮文庫所蔵六本のうち、林崎文庫①②④⑥、豊宮崎文庫③の五本はいずれも脱落本である。益谷末寿奉納本⑤だけが神社のみの脱落（「小再脱本」）である。補訂本としては『出雲風土記解』『訂正出雲風土記』が所蔵されているだけである。なお本居宣長記念館本には、風土記抄などで補訂されている島根郡神社名は別紙片に記して当該箇所貼附している。宣長本を転写した御巫家献納本⑧も同じ形態である。この貼紙がいつの段階のものかは不明だが、少なくとも宣長の当初の書写でも、中川経雅書写本でも脱落していることは確かである。いずれにせよこれまでの林崎文庫所蔵本よりも脱落部分の少ないもので、谷川士清、本居宣長という由来、学的裏付けと、より脱落の少ないものとして、文庫の拡充に合わせて宣長の門人でもあった益谷末寿が新たに書写、奉納したものと考えられる。なお御巫家献納本⑨は脱落本である。

## 二 本居宣長と『出雲風土記抄』

### （一）本居宣長にもたらされた『出雲風土記抄』

本居宣長が谷川士清の『出雲国風土記』を書写したのは明和八年（一七七二）のことだった。前掲十一月二日付の士清宛書簡でも、「御本はことよろしく見え侍りてよろこばしくなん」と喜びつつも、「誤字は猶もおほく見え、はた里数など前後たがへる事共も、あまた見え侍るは、猶のどかに考へ侍るべきわざ也」と、誤字や里数の混乱など

の問題が多く、検討課題になると認識していた。その七年後の安永七年に、宣長のもとに風土記抄がもたらされる。

本居宣長記念館には本居春庭書写・宣長校合による風土記抄が伝えられている（以下、本居本）。奥書を次に掲げる。

伝来

波多野斎宮為興先生

明和七年二月二十一日灯火写終

小原大隅守義鄰謹書

安永八年己亥五月十六日課男春庭写之

校合畢

本居宣長（判）

もともとは波多野為興所持本を小原義鄰が明和七年（一七七〇）二月二十一日に書写したもので、それを安永八年（一七七九）五月十六日に本居春庭に書写させ校合が終わったとしている。宣長の『学業目録』安永八年にも「出雲風土記抄<sup>31</sup>」とみえる<sup>32</sup>。書写した『出雲風土記』と風土記抄は「鈴屋之印」が捺されているように、宣長・鈴屋蔵書とされ、死後も伝来していった。『書斎中築書目録』『鈴屋蔵書目録』『鈴屋蔵書目録』にも蔵書として記載されている<sup>33</sup>。

波多野為興は安芸国高田郡吉田の清神社の神官である。字は子躍、平審と号した国学者で、寛政九年（一七九七）九月に六九歳で没している。父正秀も清神社の神官であり、地域でも学者として知られ、群書を渉獵したといわれている<sup>34</sup>。

この安芸国の波多野為興に由来する風土記抄が最初に宣長のもとにもたらされたのは安永七年九月以前のことである。安永七年九月十九

日付蓬萊尚賢宛の宣長の書簡には、

一、小篠氏より参候紙包並書状御届被<sub>レ</sub>下、御世話忝奉<sub>レ</sub>存候、石見静窟ノ図御見せ被<sub>レ</sub>下辱、此度返上仕候、此岩屋之事、先達而段々小篠氏より申し参り承候処、いかさま故ある所とは聞え候へ共、萬葉に有<sub>レ</sub>之候しつノ石屋ハ、やはり播磨なるべく奉<sub>レ</sub>存候也

一、小篠氏より参候紙包之内、出雲風土記ノ註一冊、石見国図式枚、アキノ国三社考等、此方一閱終り次第、其御許様へ上<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申由申参候、何様近内差上可<sub>レ</sub>申候

一、出雲風土記ノ図御返し被<sub>レ</sub>下、慥受取候也

と記されている<sup>35</sup>。小篠氏とは、浜田藩医・儒者の小篠敏のことである。美濃、大記、道冲、東海、轡龍なども称しているが、本稿では敏に統一する。敏は安永九年に正式に宣長の門人になる<sup>36</sup>。その敏から届けられた紙包のなかに、「出雲風土記ノ註」一冊、石見国図二枚、「アキノ国三社考」などがあり、ひと通り見たら尚賢に送ると述べている。この「出雲風土記ノ註」が風土記抄である。書簡ではこの紙包と書状を届けてくれたことに対する謝意も述べていることから、敏は風土記抄などをまず尚賢に送り、尚賢はそのまま宣長に転送したとみられる。

蓬萊尚賢は、御師で内宮権祿宜兼大物忌父である。賀茂真淵に学び、安永年間以降は宣長と親交し国学の研究を深めていた<sup>37</sup>。林崎文庫の拡充にも尽力したことは前述した。この尚賢のもとに安永四年十二月から一年余にわたって滞在していたのが敏である。子の世美を伴っていた。その間に尚賢とともに豊宮崎文庫を訪れ古文尚書を閲覧した

りしている<sup>(34)</sup>。安永五年七月三日付尚賢宛の宣長書簡に「先達而小篠氏被<sub>レ</sub>頼申候勸進ノ愚詠」などあり<sup>(35)</sup>、八月二十八日付の尚賢宛の宣長書簡にも「小篠氏より、書状慥落手仕候」とある<sup>(36)</sup>ので、敏と宣長の交流もこのころ始まったようである。実際に会っていたかもしれない<sup>(37)</sup>。その縁で敏は浜田に帰った後、尚賢・宣長に風土記抄などを送ったのであろう。

あわせて注目されるのが、風土記抄と同包されていた「アキノ国三社考」である。神道大系に『安芸国神名帳』が所収されているが<sup>(38)</sup>、その奥書に

右以石州小篠道中本写之

安永八年二月 荒木田経雅

とある。書写の時期、小篠敏の本であること、安芸国の式内社三社の考証であることの三点から経雅書写の『安芸国神名帳』が「アキノ国三社考」だと判断される。

さらに安永八年二月四日付の中川経雅宛の宣長書簡は、

本文ニ申上候出雲風土記抄ハ、蓬萊氏え之封内へ入レ進ジ申候。

(中略)

一、去年石見より参り申候出雲風土記抄壹冊、写取候故差上申候、珍書ニ御座候、右は直に御返し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、次ノ巻も此間参り申候、是も跡より上げ可<sub>レ</sub>申候。

とあり<sup>(39)</sup>、風土記抄第一冊の書写を終えたので送るが、蓬萊氏(尚賢)へ返却すること、風土記抄の次巻も送られてきたので、これも後からそちらへ送ると記している。このときに風土記抄とともに「アキノ国三社考」も宣長から経雅のもとへ送られ、経雅が『安芸国神名帳』と

して書写したと考えられる。

この「アキノ国三社考」『安芸国神名帳』の著者は不明であるが、ともにもたらされた風土記抄が安芸国の波多野為興由来であることから、両者を小篠敏が一括して入手した可能性が考えられる。次節でもう少し検討を加えたい。

## (2) 小篠敏と『出雲風土記抄』

小篠敏についての伝記的研究は多くはない<sup>(40)</sup>。浜田市観音寺に墓があり、文化三年(一八〇六)に記された墓碑銘が残されている<sup>(41)</sup>。享保十三年(一七二八)、遠江国浜松の松田玄統の子として生まれ、宝暦二年(一七五二)に浜田藩医小篠秀哲の養子となり、明和二年(一七六五)に養父の跡を継いで藩医となった<sup>(42)</sup>。漢学、国学を探求し、前述のとおり、安永四年(一七七五)にはじめて伊勢を訪れ、同九年には正式に宣長の門人となり、以後交流はさらに深まり<sup>(43)</sup>、その仲介で浜田藩主松平康定も宣長から教えをうけている。

前述のように小篠敏が子世美を伴なつてはじめて宣長のもとを訪ねたのは安永四年だとされている。蓬萊尚賢は次のように世美の詩を用いている。

除夜七絶 小篠世美〔字叔済、号元齋石見人〕

客舍凄然歳暮天 梅香暗度对愁眠 驚看春色来窗外 屈指倦遊又

一年〔第三或作驚看窗外春光至〕<sup>(44)</sup>

世美の学識、才能に一定の理解を示していたといえる。敏の墓碑銘には

義子名紀、字士綱、一字行藏、襲其祿。君娶柳氏、生三男。長名献、

字彦可、冒二宮氏居江都、名于善医。次名知足、冒犬飼氏、以武弁仕本藩。季為成美、嗣小野寺氏、仕津和野侯<sup>45</sup>。

と、小篠敏には男子が三人いて末子が成美で小野寺氏を継いで津和野藩に仕えたとある。この「成美」が世美であろう。それとは別に紀を養子として、小篠の跡を継がせている。

その後、前述のように敏は安永七年に風土記抄などを宣長に送り、両者は頻繁に問答を重ねている<sup>46</sup>。そして敏が正式に宣長の門人になるのが前述のように安永九年のことである。この安永九年には、また敏と紀により、敏の周易の学問を集大成した『周易蠡測』が完成しているが、この紀が広島藩出身である点が注目される。紀は広島藩士三上郷助の三男として生まれ、広島藩医の恵美三白のもとで修業中に、たまたま敏の易経の講義を聞いて心服し、門人になったという。その才能を見抜いた敏は儒臣小篠家の後継者として紀を養子にした。養子願いが浜田藩から認められたのが、ちょうど安永八年正月のことだった<sup>47</sup>。敏が広島で周易を講義したのはそれ以前のこととなる。また『周易蠡測』は、享和元年（一八〇一）三月付の敏自身の識語に、文化五年（一八〇八）の清原宣光の序などを附して、紀によって文化六年に版本として刊行されるが、末尾に広島藩賀美通の識語が附されるように、広島と深いつながりの中で成立している。

広島での周易の講義活動、養子の紀との関係のなかで、敏は波多野為興由来の風土記抄を入手したのではないかと推測しておきたい。

### 三 『出雲風土記抄』 諸本と小篠敏・本居宣長

#### (1) 波多野系『出雲風土記抄』 諸本

波多野為興に由来する風土記抄（以下、波多野系諸本）は、前章でとりあげた(a)本居本の他にも何点か伝存している。ここでは(b)浜松市立中央図書館高林家文庫、(c)群馬大学中央図書館新田文庫、(d)岡山大学附属図書館池田家文庫に所蔵されている諸本を検討したい<sup>48</sup>。奥書は以下の通りである。

(b) 浜松市立中央図書館高林家文庫所蔵、天明四年（一七八四）高林方朗書写本（以下、高林本）

伝来

波多野齋宮為興先生

明和七年二月十一日灯火写終

小原大隅守義郷謹書

安永八年己亥五月十六日課男春庭写之

校合畢

本居宣長（判）

天明四年甲辰四月五日写書 方朗

(c) 群馬大学中央図書館新田文庫所蔵、寛政四年（一七九二）書写本（以下、新田本）

伝来

波多野齋<sup>(判)</sup>官為興先生

明和七年二月十一日灯火写終

小原大隅守義鄰謹書

此書ハ伊勢神庫ノ本也

寛政四壬子年仲夏写畢

源温純 印

(d)岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵、安永十年書写本（以下、池田家文庫本）

伝来

波多野斎宮為興先生

明和七年二月十一日灯火写終

小原大隅守義鄰謹書

安永十年正月依 富山老君命

以石州浜田文学小篠世美本書写

之畢

菟道柴人

橋本原恭

以下、波多野系諸本の共通点、相異点を検討する。

「風土記抄には少なくとも三タイプあること、島根大学附属図書館所蔵桑原家本の祖本古代出雲歴史博物館所蔵本（出雲歴博本）は、宏雄が添削を加えて北島伝之丞に与えた本そのものである可能性が高く、風土記抄のオリジナルの形態を伝えるものであるらしいことを前稿で指摘した<sup>49)</sup>、波多野系諸本はいずれも内容としては出雲歴博本・桑原家本系に属する。ただし体裁面で相違点がいくつがある。

まず表一に示したように、巻構成が相違する。ただし出雲歴博本・桑原家本の一・二冊と三・四冊に相当する部分をそれぞれ合冊または分冊した形になっており、基本構成は共通する。とくに本居本の上巻秋鹿郡には、「秋鹿郡風土記 二ノ下」と記した一丁が挿入されており、出雲歴博本・桑原本系巻構成および池田家文庫本との関係性がうかがえる。

二つ目に、岸崎序の体裁が異なっている。出雲歴博本・桑原家本は、漢字とひら仮名の草書体であるが、波多野系諸本は漢字と片仮名の楷書体になっている。また池田家文庫本だけは、第一冊の末尾に追補された形になっている。

三つ目に、出雲歴博本・桑原家本の抹消、空白箇所を整理し、傍書訂正を本文に反映させ、頭書の書人も転写しており桑原家本系写本を整理して書写したものとみてよい。しかし、意宇郡総記の郷名の順序が異なっていたり、「鈔日」「鈔云」が混在している、「衍歟」などの傍注を本文に組み込んでしまっている箇所<sup>50)</sup>があるなど、杜撰な面も目立つ。

次に波多野系諸本間の共通点と相違点をあげる。

まず形態であるが、前述した巻構成のほか、字数・行数にも共通するものと相異なるものがある。①本居本、②高林本、③池田家文庫本は一行十四字、十行で半丁が記されている。それに対して④新田本は一行約二十五字前後、十一行となっている。

二つ目に、宣長本にみられる訂正、注記の附されている箇所の字句の様相が若干異なっている。煩雑なので検討結果だけを示す。

本居本には、誤字については抹消記号を附したうえで傍書、または

表1 桑原家本と波多野為興本系諸本の構成比較

	桑原家本		(a) 本居本		(b) 高林本		(c) 新田本		(d) 池田家文庫本		
	卷名	丁数	卷名	丁数	卷名	丁数	卷名	丁数	卷名	丁数	
岸崎序	一	4	上	3	上	3	乾	2	一	3	
宏雄序		1		1		1		1			
総記		28		41		41		23			
意宇郡	二	27	中	33	中	33	坤	19	二	33	
島根郡				12		14.5		13		7	13.5
秋鹿郡				9		10		10		6	10
楯縫郡	三	24	下	28	下	27	坤	26	三	28	
出雲郡		18		21.5		20.5		7		15	
神門郡		14		14		14		7		15	
飯石郡	四	12	下	13	下	13	坤	7	四	11.5	
仁多郡		16		17		17		7		18	
大原郡		9.5		10		10		15		10	
卷末総記	四	0.5	下	0.5	下	0.5	坤	0.5	五	2	
宏雄跋		—		0.5		0.5		0.5		0.5	
奥書		—		0.5		0.5		0.5		0.5	
備考			秋鹿郡14.5丁、屏1丁含む、出雲郡28丁、白紙1丁含む、神門郡21.5丁、白紙1丁含む		秋鹿郡、出雲郡、神門郡、屏、白紙なし				岸崎・宏雄序は一の巻末、秋鹿郡の前、白紙1丁		

上部余白に頭書で訂正した字句を記した箇所が合計三三四ある。高林本は奥書によって高林方朗が天明四年に本居本を書写したことが明らかであるが、本居本の誤記、訂正の形態をそのまま写し取っている。また書人もすべてそのまま書写しており、本居本の形態を忠実に転写した写本になっている。

一方、新田本と池田家文庫本では、多くは本文自体が本居本の訂正字句と同じになっている。新田本では三三四箇所、池田家文庫本では三二二箇所になる。これだけみれば、両本は本居本の訂正をふまえた写本のようにみえる。ところが本居本には、これとは別に疑義が呈される字句には「○カ」という傍注が付されている箇所が合計三三三ある。新田本はそのうち三二二箇所、つまりほぼすべてにわたって本居本の指摘通りに字句を書き換えている。ところが池田家文庫本は該当箇所のうち二九はそのままで、訂正も傍注もない。

このことから、本居本と池田家文庫本は親本が共通しており、本居本の訂正箇所は親本からの転写ミスと訂正であり、池田家文庫本は親本からほとんどミスなく転写されたものであること、傍注は宣長らにより付されたもので、親本にはほとんどなかったもの、新田本は高林本とは違った形で本居本の訂正、傍注をふまえ整理して書写された写本の系統をひくものであることを想定させる。

そのように考えることができるなら、巻構成の相違も、池田家文庫本は親本の形態をそのまま引き継いだもので、本居本は親本の一・二巻を上巻として合冊、三巻はそのまま中巻、四・五巻を下巻に合冊したものの、新田本はさらに本居本の中・下巻を坤巻に合冊したものとみることができるといえる。

このような形態上の関係は、諸本の書写事情および小篠敏と本居宣長をめぐる関係を検討することでより明確になる。

(2) 諸本からみるネットワーク

(1) 高林方朗・内山真龍と『出雲風土記抄』

まず(b)高林本から検討する。奥書から天明四年(一七八四)四月五日に高林方朗が本居本を書写したものであることは明らかである。

高林方朗は内山真龍の門人であり、寛政元年(一七八九)には宣長の門人にもなっている<sup>51)</sup>。この天明四年正月に方朗は同じ門人の山下政定とともに内山真龍に従って伊勢に赴き、内宮に参拝した<sup>52)</sup>翌日の二十八日に宣長のもとを訪ねている<sup>53)</sup>。このときに風土記抄を借用して書写したものと思われる<sup>54)</sup>。

周知のようにかねてから出雲国風土記の研究を進めていた内山真龍はこの後の天明六年正月から高林方朗・山下政定らを伴って出雲・筑紫への旅行を敢行し、その経験も踏まえて天明七年に『出雲風土記解』を著すことになる。風土記解では風土記抄を随所に引用し、また出雲・筑紫旅行の旅日記『出雲日記』でも風土記抄を意識した記述のみえることはすでに指摘されている<sup>55)</sup>。

高林方朗もまた旅日記『弥久毛乃道草』<sup>56)</sup>を記している。二月十六日から二十四日まで出雲国内を踏査し、道中で体験、見聞したこと、また神魂社神主秋上得国や松江藩関係者らとも交流を重ねていった様子<sup>57)</sup>が、『出雲日記』よりも詳細に記されている。それにより、踏査が『出雲国風土記』のみならず風土記抄に大きく影響されたものであることもうかがうことができる。いくつか例をあげてみる。

たとえば十六日には前泊した米子から出雲国に入るが、出雲郷あだかえに向かう途中、井尻川を渡る。「是は川上文理の里より流落る古の伯太川ならん」という記述は、伯太川に対する風土記抄の「白田川ハク、者能義郡母理シ、郷井尻川也」<sup>58)</sup>をふまえている。

十八日には神魂社神主秋上得国家に宿泊するが、十九日の朝食に「おう(意宇)川のいくひ(伊具比)、うつぶるい(十六島)の生のり」で饗応されたことを特記している。朝食の内容を記しているのはこの朝だけであり、風土記本文意宇川に「年魚・伊久比」とあること、風土記抄榎縫郡北海所在雑物に「弥豆稚長里ハ、今、十六島浦也。此処、紫菜勝レリ諸島」。故、毎年季冬之月課テ充貢。称レ之為「紫菜之上品」也」とあることを知った上での記述であることは明らかであろう。

その後、秋上家を出立した一行は八重垣神社、忌部の里を経て玉作社をめぐり、富士名から松江城下に入るが、その間の道中を「しかし、凡南をさして、き町、富士名(布志名)を通る。こは正北道也。野城の里の北に、西に入る山中通の古びたる有。こは古への正西道也」と記す。方角が混乱しているが、風土記卷末の通道(道路記述)本文「正西道、自十字街西一十二里、至野代橋、長六丈、広一丈五尺、西七里至玉作街、即分為二道(一正西道、一正南道)」および、当該箇所59)の風土記抄文「野代橋、者意宇郡乃木与三福富一之川也。往古、是亦有レ橋而今、則無シ矣」を意識しながら、正西道(古代山陰道)の道筋の痕跡を探し求めようとしていたことがうかがえる。さらにその日は松江城下から本庄村まで行って宿泊するが、本庄までの道を「古の千酌海道也」と記している。風土記本文の「又北一十里一百卅歩、至島根郡家。自郡家去北一十七里一百八十歩、至隠岐渡千酌駅家浜、渡船

に対応し、風土記抄の「島根郡家者、今本庄・新庄二村之間也。(中略) 隠岐ノ渡頭、即千酌浦也」という島根郡家が本庄村近くにあったとする記述も念頭に置いている<sup>(58)</sup>。

このように行程や記述が風土記抄を意識したものである点を随所に見出すことができる。天明四年に風土記抄を知った真龍らが、実地踏査の必要性を痛感し、風土記抄を手引きに出雲旅行を敢行したと考えられる。それが風土記解へとつながっていくのである。

## (2) 岩松温純と『出雲風土記抄』

次に(c)新田本である。奥書によると、源温純が寛政四年(一七九二)に「伊勢神庫」の本を書写したものとされる。源温純とは「猫絵の殿様」として知られる岩松温純(義寄)である。江戸時代には新田氏の本宗家に見立てられ、一二〇石の交代寄合として上野国新田郡下田嶋村などを領していた<sup>(59)</sup>。寛政四年の温純の日記(『源温純之日記』)が残されているが、とくに風土記抄書写に直接関係する記述は見えない<sup>(60)</sup>。またこのころ温純は下田嶋村の館に居たようで、伊勢に赴いて直接「神庫」の本を書写したわけではなさそうである。「伊勢神庫」本に由来する写本を入手して書写したものではないかと思われるが、今後の更なる調査と検討を待ちたい<sup>(61)</sup>。本書にみえる印は温純のものとして「群馬大学附属図書館蔵書」、「新田義美氏御寄贈」だけなので、そのまま岩松新田家に伝来し、他の文書とともに群馬大学附属図書館に寄贈され新田文庫になったとみてよい。

「伊勢神庫」が文字通り神宮の神庫なのか、それとも豊宮崎文庫、林崎文庫なのか、いずれでもないのか、はにわかには判断できない。

前述のように、安永七年十二月に中川経雅は本居宣長の『出雲国風土記』を書写し、それがさらに天明三年に益谷末寿によって転写され林崎文庫に奉納されている。その経雅の風土記書写の直後安永八年二月に、宣長から経雅に風土記抄の一部が送られはじめてきた。同時に、宣長経由で送られてきたと思われる「アキノ国三社考」を『安芸国神名帳』として書写している。こうした状況からすると、経雅はこのときに宣長の訂正、傍注を反映させて風土記抄も書写していた可能性はあるだろう<sup>(62)</sup>。それが「神庫」か林崎文庫に関わるものとして、温純本の祖本「伊勢神庫」本になったのではないかと考えられる<sup>(63)</sup>。

## (3) 小篠敏・岡山藩ネットワークと『出雲風土記抄』

最後に(d)池田家文庫本である。まず第一冊表紙の右肩に「土肥千巻／五冊ノ内」の紙片が貼付されている。奥書によるとは安永十年(天明元、一七八二)正月に、浜田藩小篠世美の本を富山老君の命により橋本現恭らが書したものである<sup>(64)</sup>。富山老君とは岡山藩の国学者土肥経平のことである<sup>(65)</sup>。小篠世美は敏の子で、敏とともに伊勢に行き蓬萊尚賢らと交流のあったことは前述した。

岡山で風土記抄が書写された安永十年正月という時期は、敏が正式に宣長に入門してすぐのことである。その入門は、同八年に宣長周辺で敏から送られた風土記抄の書写が終わった翌年である。とすれば、同九年に入門のために伊勢・松阪を訪れた敏が、返却された風土記抄を世美に渡し、ともに浜田に帰る途中岡山に立寄り、その際に書写されたのではないかと考えることができる。岡山で書写された風土記抄が本居本の傍注を反映していないことも、宣長らから返却された風土

記抄（親本）を書写したものであることをうかがわせる。

こうした点の背景として、敏と岡山藩関係者とのネットワークが存在していたことを指摘しておきたい。

風土記抄が書写された安永十年（天明元年）正月には、岡山藩儒の湯浅常山が死去している。風土記抄書写を命じた土肥経平は常山と親交があり、史書や有職故実などについて論じた『湯土問答』を著述している<sup>66</sup>。天明癸卯（二年）十一月朔付の宮田明の序が付されているので、常山の死後まもなくまとめられたものと思われる。

常山は敏とも親交があった。常山の詩文集『常山楼集』には、浜田に帰る小篠敏に送った詩が二首収められている<sup>67</sup>。

送小篠巒龍帰浜田

千里朋来論「国風」、談経芸苑復誰同、已<sub>二</sub>知篇带佳人贈、還策囊  
気色雄、探勝天門雲策棧、登<sub>レ</sub>台伯嶽雪浮<sub>レ</sub>空、帰時定値<sub>二</sub>諸賢問<sub>一</sub>、  
絃誦巍然滿<sub>二</sub>泮宮<sub>一</sub>、

（『常山楼集』一）

重送巒龍

一曲高飲酒復清、留<sub>レ</sub>君擊<sub>レ</sub>筑月將傾、壮游元自懸弧志、沈慨風  
悲爰徵声、班馬長嘶此別<sub>レ</sub>君、河梁掩<sub>レ</sub>淚恨<sub>二</sub>離群<sub>一</sub>、帰鞍名月回<sub>レ</sub>  
頭望、吉備中山是白雲、

（『常山楼集』一）

中村幸彦は前者の詩に続いて「寿滄洲六十」と題する赤松滄洲の六十歳を寿す詩が収録されており、滄洲が六十歳になるのは天明元年なので、敏に送った詩は安永九年、敏が官長に入門して浜田に帰る途中岡山に立ち寄った時の詩だとした<sup>68</sup>。赤穂藩の藩医、藩儒であった赤松滄洲は享保六年（一七二二）の生れであり、「寿滄洲六十」の詩は安永九年（一七八〇）作とすべきであろう。また必ずしも詩が年代順

に配列されているとは限らないので、送別の詩が伊勢からの帰途立寄ったときのものとは断定ではない。しかし敏が「千里朋来論国風」と賦されるような常山との関係にあったことは確かであろう。

『常山楼集』五、井上四明の識語によれば、「安永之季、（中略）此年患腫、至冬漸篤、日状其病、書寄子誠、読其没前七日書、英氣勃然、慷慨溢簡、使人悽然泣下不禁」と、安永九年の冬から病が重くなっていた状況、死の直前の様子が述べられている。『常山楼集』二の最後に「病中」と題する詩が収められ、「雨雪寒霽日月徂、病羸扶起懶憑梧、猶余<sub>二</sub>傲骨<sub>一</sub>揮<sub>二</sub>如意<sub>一</sub>、擊碎床頭白玉壺」と賦している。文字通り死に至った最後の病のときの詩作であろう。敏らの伊勢からの帰途の岡山訪問はこのようなときであり、敏と常山、経平の学問的関係の中の風土記抄書写だったとすることができる<sup>69</sup>。

### おわりに

些末な考察に終始し、しかも推測を重ねたものになってしまったが、本稿で検討した風土記抄諸本をつなぐ関係を整理すると図1のようになる。

これら諸本の出発点となっている波多野為興がどのようにして風土記抄を入手したのか、小篠敏ら石見における風土記受容はどのようなものだったのか、岩松温純に風土記抄がどのように伝わったのか、内山真龍が『出雲風土記解』を著す過程で『出雲国風土記』本体とあわせてどのように研究されたのか、など問題は山積している。今後の課題とし、ここまでのところで大方のご叱正を仰ぎたい。

\* (a)～(d)は本文中諸本番号と同じ  
 \* 破線は推測

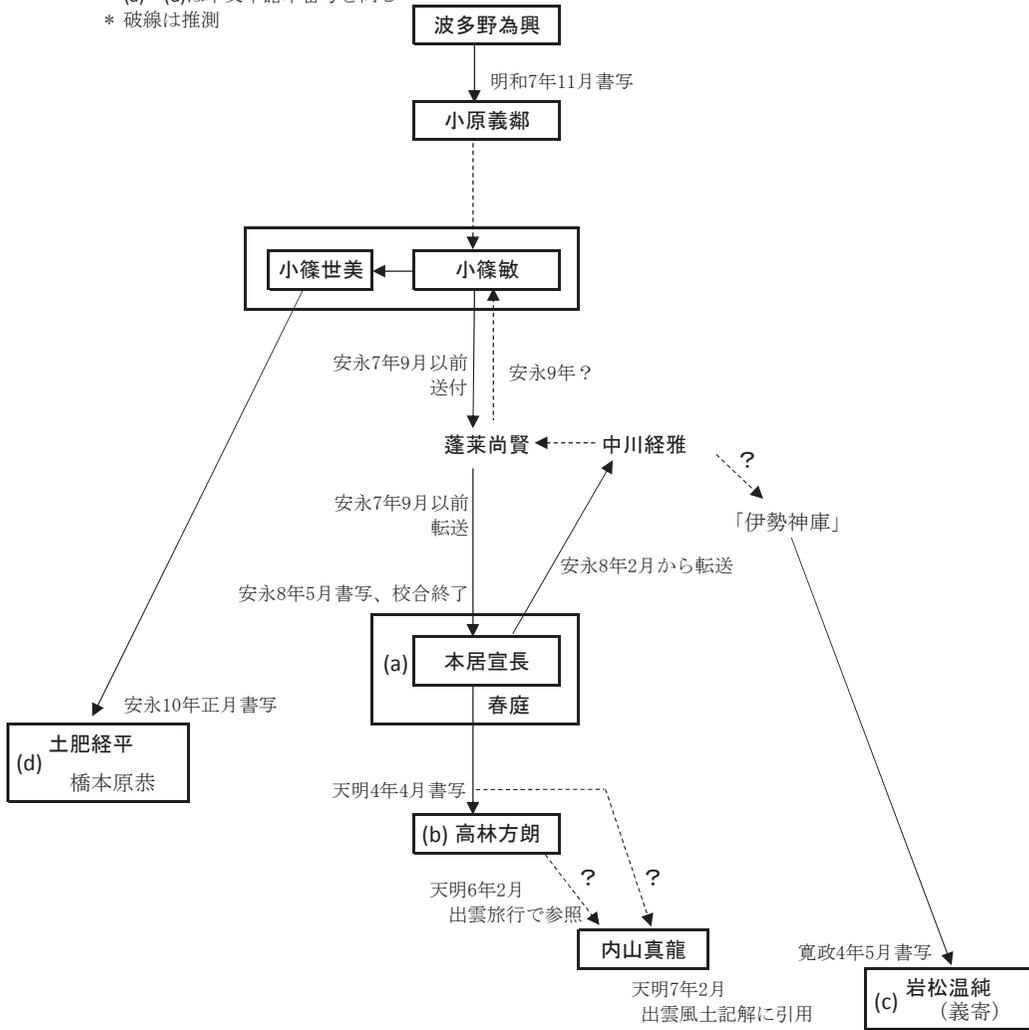


図1 『出雲風土記抄』波多野系諸本の関係

注

- (1) 大日方克己「岸崎佐久次と『出雲風土記抄』」『社会文化論集』六、二〇一〇年。
- (2) たとえば十八世紀前半成立の地誌『出雲嶽』（『松江市史』史料編近世1）は、風土記抄の記述の引用と独自の記述から構成されている。
- (3) 桑原家本の翻刻としては、国文学資料館データベース古典コレクション『兼永本古事記・出雲国風土記抄』、岩波書店、二〇〇三年、大日方克己『翻刻 桑原家本『出雲風土記抄』』『山陰研究』七別冊、島根大学法文学部山陰研究センター、二〇一五年。
- (4) 大日方克己『『出雲風土記抄』の諸本―島根大学附属図書館所蔵の桑原本・望月本・神田本をめぐって―』『崧雲』一八、二〇一六年。
- (5) 本居宣長に関する研究は膨大にあり、ここでは本稿の課題に直接関係するもの以外は省略する。内山真龍については小山正「増補訂版 内山真龍の研究」〈世界聖典刊行協会、一九七九年〉。また出雲国風土記にかかわる宣長・真龍とその周辺に関しては、小山正のほか、北岡四良『近世国学者の研究―谷川士清とその周辺―』（皇學館大学出版部、一九九六年）、塩澤重義『国学者小国重年の研究』（羽衣出版、二〇〇一年）などで基礎的事実について検討が進められている。
- (6) 宣長・真龍の『出雲国風土記』の受容に関しては、谷川士清との関係で、田中卓「出雲国風土記諸本の研究」（『田中卓著作集』
- (7) 第八卷、国書刊行会、一九八八年、初出一九五三年）、北岡四郎前掲注5著書などで論じられている。『出雲風土記抄』に關しては、吉川隆美「内山真龍『出雲日記』の考察」（『島根女子短期大学紀要』二二、一九八四）が、真龍の出雲・筑紫旅行の旅日記『出雲日記』と『出雲風土記抄』『出雲風土記解』の関わりを分析している。
- (8) 明和八年二月七日日本居宣長宛谷川士清書簡（谷川士清顕彰保存会『資料 谷川士清書簡集』、一九七四年、北岡四良前掲注5著書。
- (9) 明和八年十一月二十日谷川士清宛本居宣長書簡、筑摩書房版『本居宣長全集』第十七卷、四三〜四四頁。以下、本稿で引用する内宮の林崎文庫、外宮の豊宮崎文庫の蔵書は、一九〇七年（明治四十）に開館した神宮文庫に移されている。小野則秋「伊勢内宮の林崎文庫沿革考」、天野敬太郎先生古希記念会編『図書館学とその周辺―天野敬太郎先生古希記念論文集―』巖南堂書店、一九七一年、参照。
- (10) 小野則秋前掲注9論文、芝本行亮「林崎文庫の創設と展開」『皇學館大学神道研究所紀要』二九、二〇一三年。
- (11) 小野則秋前掲注9論文。なおこの本居宣長の詞は、文政八年（一八二五）六月に屋代弘賢筆の石碑として建立されている。
- (12) 安永七年九月三日荒木田経雅宛本居宣長書簡（『本居宣長全集』第十七卷、六八〜六九頁）
- (13) 『出雲国風土記』小栗氏本識語、静岡県史編さん収集資料検索

システム (<http://multi.tosyokan.pref.shizuoka.jp/kenshi/top>) の公開画像に拠った。

(14) 京都大学国文学研究所蔵本。奥書は次の通り。

右出雲国風土記全篇以荒木田経雅神主之蔵本騰写

之了 天明三年五月廿八日 益谷大学荒木田末寿

(田中卓前掲注6論文、加藤義成「諸本解説」(『校本出雲国風土記』、出雲国風土記研究会、一九六八年)、京都大学 KULINE 同書書誌 <https://mkulib.kyoto-u.ac.jp/webopac/BE04282390> に拠る)

(15) 寛政七年正月から死没直前の享和元年(一八〇一)まで書き継がれたもの。『本居宣長全集』第二十巻所収。

(16) 『授業門人姓名録』(『本居宣長全集』第二十巻) 追加本寛政八年に「肥後〔熊本家中、寛政五年二月入門〕 長瀬七郎平真幸〔三月一日〕」とあり、寛政五年に入門したことがわかる。

(17) 『授業門人姓名録』追加本寛政九年に「寛政六年甲寅三月入門 殿村五兵衛 安守〔大神姓、(後左五平)〕」とあり、寛政六年に入門したことが記されている。

(18) 『国書総目録』による。

(19) 加藤義成前掲注14論文は他本との体裁の比較から宝永五年と推測している。

(20) 出口延佳は、慶安元年(一六四八)に豊宮崎文庫を創設したことも知られている。

(21) 神道大系論説編七『伊勢神道』下所収。底本は神宮文庫蔵本。

(22) 神道大系論説編七『伊勢神道』下所収。底本は元禄十一年

(一六九八)版本。奥書に「万治三年既撰述秘伝問答。然有遺漏。

則恐後葉可失故実歟。方今暮齡六十有八歳。耳之所納。目之所接。復集撰之曰続秘伝問答。非不肯鏡鳴之類、依紀州淡嶋神主紀如尚之需也」とある。

(23) 加藤義成前掲注14論文。

(24) 加藤義成前掲注14論文、春木文庫本の解説。

(25) 田中卓前掲注6論文、秋本吉郎『風土記の研究』(ミネルヴァ書房、一九六三年)、加藤義成前掲注14論文などは、脱落は早い段階で起こり平安時代には補訂され、近世以前から脱落本、補訂本が併存していたと考えた。

(26) 平野卓治「『出雲国風土記』の写本に関する覚書」『古代文化研究』四、一九九六年。

(27) 高橋周「出雲国風土記写本二題―郷原家本と「自清本」をめぐる―」『古代文化研究』二二、二〇一四年、伊藤剣「日御碕本『出雲国風土記』の訓読が作った風土記本文」『早稲田大学日本古典籍研究所年報』七、二〇一四年。

(28) 『本居宣長全集』第十六巻、六五九頁。

(29) 『書斎中築書目録』『鈴屋蔵書目録』『鈴屋蔵書目録』いずれも『本居宣長全集』第二十巻、筑摩書房、所収。

(30) 波多野為興、正秀については玉井源作『芸備先哲伝』(一九二五年、復刻版は『広島県人名辞典 芸備先哲伝』、歴史図書社、一九八一年)、『高田郡史』上、高田郡町村会、一九七二年。

(31) 『本居宣長全集』第十七巻、七〇〜七一頁。

(32) 『授業門人姓名録』自筆本安永九年に「石見浜田〔儒臣、遠江産〕

- 小篠道冲敏<sup>ミズ</sup>（傍書「改大記」）、追加本同年に「石見浜田〔松平周防守殿儒者、遠江浜松産号轡龍〕小篠大記敏〔初称道冲〕」とみえる。
- (33) 北岡四良「蓬萊尚賢の伝」「宣長と尚賢」（前掲注5著書所収）。
- (34) 北岡四良前掲注5著書、中村幸彦「小篠敏伝攷 上」『国語・国文』一三一―一二、一九四三年。
- (35) 安永五年七月三日荒木田尚賢宛本居宣長書簡、『本居宣長全集』第十七卷、五八―五九頁。
- (36) 安永五年八月二十八日荒木田尚賢宛本居宣長書簡、『本居宣長全集』第十七卷、六〇―六一頁。
- (37) 北岡四良「宣長と尚賢」（前掲注5所収）。
- (38) 神道大系神社編三九「安芸・周防・長門国」所収。
- (39) 安永八年二月四日付中川径雅宛本居宣長書簡、『本居宣長全集』第二十卷、七一―七十二頁。
- (40) 中村幸彦前掲注34論文、矢富熊一郎『小篠敏』アサヒ騰写堂、一九五四年、佐々木徳三郎「小篠東海の墓碑銘をめぐって」『亀山』五、一九七七年、『ふるさとを築いた人々―浜田藩追懐の碑人物伝―』「小篠敏」「小篠紀」、浜田市教育委員会、一九九二年。
- (41) 墓碑銘は、中村幸彦前掲注34論文、佐々木徳三郎前掲注38論文に翻刻されているが、判読に困難な部分もあり、両者では若干異なっている。
- (42) 小篠敏の経歴については主として前掲注40『ふるさとを築いた人々』を参照した。
- (43) 『本居宣長全集』第十七卷には、天明以降、宣長と小篠敏の間
- (44) でかわされた多くの書簡が収録されている。
- (45) 荒木田尚賢「安永五年丙申所録」、北岡四良「蓬萊尚賢の伝」（前掲注5著書所収）。
- (46) 佐々木徳三郎前掲注40論文の釈文によった。
- (47) このときの両者の問答や交流については矢富熊一郎前掲注40第一章「御野と宣長との関係」、北岡四良前掲注5書に詳しい。
- (48) 浜田市教育委員会前掲注40「小篠紀」。
- (49) この他にも、たとえば多和文庫所蔵本などがあるが、検討は後日に譲りたい。
- (50) 大日方克己前掲注4論文。
- (51) たとえば、桑原家本では鳥根郡蛸蛸島本文「天羽合鷲掠持飛燕来」の「燕」に対し「衍歟」と傍書されているが、為興系諸本では「天羽合鷲掠持飛行来」（傍点引用者）としている。「燕」が「衍字」ではないかとした注記を、「燕」字が「衍」字の誤りの意だと誤解して、「飛燕」を「飛衍」に訂正してしまったのだと思われる。なお細川家本・日御碕神社本などいずれも「天羽合鷲掠持飛来」となっている。
- (52) 『授業門人姓名録』自筆本寛政元年に「遠江国長上郡有玉村高林勝三郎 方朗<sup>ミチアキラ</sup>」、追加本同年に「遠江〔長上郡有玉村〕高林勝三郎 方朗<sup>ミチアキラ</sup>〔改伊兵衛〔又舍人〕〕とみえる。
- (53) 蓬萊尚賢にも会っている（北岡四良前掲注4著書）。
- (54) 小山正前掲注5著書（二七一頁）では、天明四年四月五日に宣長に返却したとしている。

- (55) 吉川隆美前掲注6論文。
- (56) 吉川隆美「高林方朗『弥久毛乃道中』について―解説と翻刻―」『島根女子短期大学紀要』二七、一九八九年、同「高林方朗『弥久毛乃道中』―伯・雲・石道の翻刻―」『島大国文』三二、二〇〇八年。なお吉川隆美は「弥久毛乃道中」とするが、表題は「道中」と判読でき、浜松市立中央図書館も「弥久毛乃道草」としている。本稿でも「弥久毛乃道草」とする。
- (57) この項では風土記本文、抄文ともに風土記抄高林本からそのまま引用した。訓点も高林本通りとしたが、句読点および（）内は引用者が補った。
- (58) 本庄村に宿泊し、翌日はそこから船で三保社へ向かう。この点は内山真龍の『出雲日記』にも記述があり、本庄近辺に島根郡家があったという風土記抄の説をふまえたものだとすることは吉川隆美前掲6論文も指摘している。
- (59) 岩松新田氏については、落合延孝『猫絵の殿様―領主のフォークロア』、吉川弘文館、一九九六年、参照。
- (60) 『源温純之日記』は群馬大学中央図書館新田文庫蔵、群馬県地域共同リポジトリ <https://gair.media.gunma-u.ac.jp/> 公開画像に拠った。
- (61) 高橋周「倉野氏本『出雲国風土記』の系譜」(『八雲立つ風土記の丘』二二二、二〇一七年)によれば、『出雲国風土記』倉野氏本は、上野国新田郡世良田出身の毛呂義郷が天明八年に『出雲風土記抄』を用いて校合したもので、校合の状況から、その『出雲風土記抄』は新田本に類似していると指摘されている点が、
- (62) 参考になりそうである。
- 中川経雅は前述のように安永七年十二月に宣長本『出雲国風土記』を書写しているが、さらに翌八年四月には蓬萊尚賢の『万葉緯』巻十八「諸書所引風土記文」を書写している。それは蓬萊尚賢が宝暦十一年(一七六一)に谷川士清「真筆」を書写したものであった。その後安永七年十月にはこの経雅書写本『万葉緯』を、本居宣長が春庭に書写させ、自ら校合、書入を加えている(兼岡理恵『風土記受容史の研究』、笠間書房、二〇〇八年)。
- このころ風土記関係書を集中して書写していたとみてもよさそうである。
- (63) 林崎文庫、豊宮崎文庫を継承した神宮文庫には『出雲風土記抄』は所蔵されていないようである。
- (64) 池田家文庫本の詳細については、野々村安浩「史料調査 出雲国風土記写本の調査(十)」島根県古代文化センター『古代文化研究』二二、二〇一四年。
- (65) 『岡山県史』第八卷近世Ⅲ、岡山県、一九八七年。
- (66) 内藤耻叟校訂、岸上操編『少年必読日本文庫』第六編、博文館、一九九一年、所収。
- (67) 『常山楼集』は版本によった。版本には天明二年十一月十五日付宮田四明序が附されている。
- (68) 中村幸彦前掲注34論文。
- (69) なお敏とも親交のあった蓬萊尚賢は、安永九年十二月四日に行われる光格天皇の即位式を見るために十一月末に京都へ上つて(北岡四郎「蓬萊尚賢の伝」(前掲注5著書所収))。ある

いは尚賢と前後して敏も伊勢を離れたのかもしれない。

付記 本稿を成すにあたり、神宮文庫、本居宣長記念館、浜松市立中央図書館、群馬大学中央図書館、岡山大学附属図書館のご厚意に謝意を表したい。

また本稿は二〇一七～一九年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)「出雲国風土記と歴史意識としての『古代出雲』像形成の研究」(代表者大日方克己)、および島根大学戦略的機能強化経費「出雲国」成立過程の研究」(代表者大橋泰夫)による研究成果の一部である。